

静岡県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 実施要綱

1 目的

精神保健福祉法第 35 条の 2 に規定された入院者訪問支援事業を適切に実施するため、対応する訪問支援員に求められている知識・技能等を習得するための養成研修を実施する。

2 本研修の取扱い

本研修は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」令和 5 年 11 月 27 日付け障発 1127 第 1 号）に定められている内容に沿うものである。

3 実施主体

主催 静岡県、静岡市、浜松市

4 実施の概要

【日 程】

- ①講 義（事前視聴） 令和 7 年 9 月 30 日（火）までに各自視聴
- ②演 習 令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 9 時 30 分～午後 5 時
- 会 場 静岡県総合研修所もくせい会館 第二会議室
（静岡市葵区鷹匠 3-6-1）

※事前視聴終了後、令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時までにアンケートに回答する。

【実施方法】

- ①講義（研修動画の事前視聴）
- ②演習（対面研修）

5 研修対象者

- (1) 入院中の精神障害者に寄り添い、意思表示のサポートを希望する者。
- (2) 以下の①～③の全てに該当する者。
 - ① 入院している対象者の話を誠実かつ熱心に聞くことができる者
 - ② 入院している対象者の立場に立って、誠実にその職務を行うことができる者
 - ③ 職務に関して知り得た人の秘密を、正当な理由がなく他人に漏らさない者
- (3) 以下のいずれかに該当する者
 - 精神科医療機関職員
 - 障害福祉サービス事業所等の職員
 - 相談支援専門員
 - 介護支援専門員
 - 介護保険事業所等の職員
 - 職能団体（日本精神科看護協会静岡県支部、静岡県精神保健福祉士協会、

静岡県作業療法士会、静岡県社会福祉士会、静岡県公認心理師協会、静岡県弁護士会）会員

- その他、保健福祉医療現場での実践経験がある者
- 精神障害のある方（ピアサポーターを含む）及びその家族等
- ボランティア
- 医療、看護、福祉、リハビリ、教育に関する勉学を修する学生
- 民生委員
- その他、上記に掲げる者以外に受講が適当と県及び政令市が認められる者

（４） 保健所及び市町担当者の取扱い

行政職員が入院者訪問支援員になることは可能だが、立場が公務員としてではないと示されていることから、当研修受講を希望する場合は、（３）のいずれかの立場で参加することができる。

ただし、聴講であれば行政職員としての立場で参加は可能とする。この場合は修了証は発行されない。

6 受講定員

10 名

定員を超えた場合は、圏域及び専門職・非専門職のバランスを考えて受講決定する。

7 研修内容

講義及び演習（別添カリキュラム参照）

8 受講費用

無料

9 受講申込方法及びその他注意事項

（１） 申込方法

- ・ 申込フォームから申し込むこと。

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17289

（右記の QR コードからも申込可能）



（２） その他注意事項

- ① 本要綱に同意できない方は、申込はできない。
- ② 申込期限までに申込手続きを行わなかった場合や、申込内容に不備があった場合は、受講者として決定しない。
- ③ FAX や郵送での申込は受付けないので注意すること。

（３） 個人情報の利用目的

申込時に入力された個人情報は、本研修事業外の目的には使用しない。研修受講修了者の情報は、静岡県障害福祉課及び各健康福祉センター、静岡市、浜松市と共有する。

10 申込期間

令和7年8月8日（金）～8月25日（月）午後5時まで

11 受講決定

静岡県障害福祉課精神保健福祉室長が受講者を決定の上、受講申込フォームに記載されたメールアドレスに受講可否を通知する。

令和7年9月10日（水）までに受講可否についての通知（メール）が届かない場合は、静岡県庁障害福祉課精神保健福祉班（054-221-2920）に必ず問合せること。

受講者の変更は原則できないため、留意すること。

12 研修受講に係る交通費・通信費等

受講者負担とする。

13 修了証の交付

研修日程全てを修了した者に、「修了証書」を交付する。

なお、以下のいずれかに該当する者及び受講決定を取り消された者には、修了証書は交付しない。

- （1） 事前視聴に係るアンケート無回答者
- （2） 参集研修における遅刻・早退・欠席・中抜け等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- （3） 研修中、私語・居眠り・スマートフォンやタブレット等の操作・不必要な写真撮影・受講態度がふさわしくない場合等

14 その他

- （1） 研修中の録音・録画・写真撮影・携帯電話の使用等は一切禁止とする。
- （2） やむを得ない事情により研修を中止する場合等緊急の場合には、受講申込フォームに記載されたメールアドレスにて連絡する。
- （3） 県及び政令市が認めた場合、講師及びファシリテーターを担当した者も参加者として認めることができる。
- （4） その他、研修全般に係る不明な点等は、下記問合せ先まで連絡すること。

受講申込に関する問合せはメールをお願いします。
件名に【入院者訪問支援事業】と御記載ください。

静岡県障害福祉課精神保健福祉班
054-221-2920
seisin@pref.shizuoka.lg.jp

別 添

令和 7 年度 静岡県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修カリキュラム

事前動画視聴期間 令和 7 年 9 月 8 日（月）～ 9 月 30 日（火）

科目名	時間	内 容
講義		
入院者訪問支援事業について	約 20 分	・入院者訪問支援事業が創設された背景 ・入院者訪問支援事業の概要 ・入院者訪問支援事業で期待されること
入院者訪問支援の意義と目的	約 35 分	・入院者訪問支援員の研修に求められること ・アドボカシーについて ・アドボカシーの対象者の背景 ・アドボカシーで必要とされる姿勢や関わり
入院者訪問支援員の役割	約 35 分	・入院者訪問支援員の役割 ・実際の支援の原則 ・情報提供のあり方について
入院している人が体験すること	約 30 分	・入院している人が体験すること ・精神科の入院形態 ・精神科病院の特徴とは ・精神科病院での行動制限とは ・多職種チームによる医療・支援の提供 ・精神科病院における権利擁護の取組例
入院者訪問支援の実践	約 35 分	・入院者訪問支援の流れ ・面接技術 ・面会の引き出し
精神医療の現状と課題	約 20 分	・精神医療の現状 ・精神科病院における事件・人権上の課題 ・背景にある課題
知っておくべき資源	約 20 分	・入院者訪問支援員が知っておくべき資源 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて ・精神医療審査会について
精神障害者の人権	約 25 分	・障害者権利条約について ・障害の社会モデル、インクルージョンについて ・アドボカシーと人権

令和7年度 静岡県入院者訪問支援事業 訪問支援員養成研修カリキュラム

対面研修

日時：令和7年10月14日（火）

定員：10名

開 始	終 了	内 容	進 行
9 : 40	9 : 55	受付	
9 : 55	10 : 05	事務連絡	
10 : 05	10 : 20	静岡県が考える入院者訪問支援事業について	静岡県障害福祉課 増田 喜信
10 : 20	10 : 30	【チェックイン】 グループ内で自己紹介・アイスブレイク	基幹相談支援センター メデル 安達 万里子
10 : 30	11 : 10	【演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方	静岡市保健所 上田 京華
11 : 10	11 : 20	休憩	
11 : 20	12 : 30	【演習②】出会いの場面（ロールプレイと意見交換）	溝口病院 近藤 一世
12 : 30	13 : 30	昼休憩	
13 : 30	15 : 10	【シンポジウム】入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割～それぞれの立場から～	
15 : 10	15 : 20	休憩	
15 : 20	16 : 40	【演習③】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～（ロールプレイと意見交換）	沼津中央病院 牛島 一成
16 : 40	16 : 55	【チェックアウト】支援員のミッションとわたしの思い	基幹相談支援センター メデル 安達 万里子
16 : 55	17 : 05	事務連絡	